



平成 23 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 鮎川 純太
コード番号 4352 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 松本 敬一
(TEL 03-5302-1901)

社内調査報告書の調査結果について

当社は、平成 22 年 10 月 12 日受領の社外調査委員会の調査報告結果に基づき実施した子会社の会計処理における取引未決算勘定に関して、適切な会計処理をするために社内調査を継続しておりましたが、平成 23 年 8 月 5 日付社内調査報告書をもって社内調査が完了いたしましたことをお知らせ致します。

社内調査報告書の内容は別紙の通りでございます。

また、本日「過年度有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信等の修正に関するお知らせ」を開示いたしますので、あわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお株主・投資家及び市場関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申しあげます。当社といたしましては、信頼回復に向けて、再発防止策の構築に取り組む所存であります。

添付資料「社内調査報告書」

以上

調査報告書

平成 23 年 8 月 5 日

日本産業ホールディングス株式会社 経営管理本部

調査報告書

日本産業ホールディングス株式会社取締役会 御中

平成 23 年 8 月 5 日

日本産業ホールディングス株式会社
経営管理本部
経営管理本部長 松本 敬一

第 1 調査の対象

(1) 調査に至る経緯

①社外調査委員会設置に至る経緯と訂正内容

当社は、平成 22 年 8 月 11 日付「前会計監査人より提出された意見について」にて公表いたしました同日付「(追加・訂正) 会計監査人の異動に関するお知らせ」の「6. 5 の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見」のとおり、前会計監査人の意見が表明されたことが、監査上非常に重要であると判断し、当時の一時会計監査人であるビーエー東京監査法人（平成 23 年 6 月 1 日より UHY 東京監査法人に名称変更）にその精査をお願いし、平成 22 年 6 月期決算作業を行いました。その中で、当時の子会社である株式会社アルファ・テクノロジー（平成 22 年 10 月 12 日に所有株式をすべて譲渡済、以下、「対象子会社」という）において平成 22 年 6 月期業績に影響を与える可能性がある事象が判明いたしました。これを受け、平成 22 年 9 月 6 日付「平成 22 年 6 月期の業績に影響を与える可能性がある事象の発生及び社外調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、事実関係の詳細及び経緯等を調査するために社外調査委員会（以下「外調」という。）を設置し、不適正な会計処理を含めた全容解明に向けて調査を開始いたしました。

外調では対象子会社が平成 21 年 10 月より同 22 年 8 月まで行っていたモバイルカイト事業（以下、「対象事業」という。）についての取引実態を解明し、取引発生原因の調査、対象事業の法的観点からの違法性の有無の調査・検討を行うと共に、会計処理案の提示、今後における再発防止策の提言を求めさせていただきました。その調査報告書を平成 22 年 10 月 8 日付で受領し、その調査結果に基づき、平成 22 年 6 月期の会計処理において、当社として不適正な会計処理を行ったとの方針を認識し、訂正するに至りました。

外調の調査では、会計処理方針を判断するには、対象事業に直接関与した対象子会社取締役及び取引関係者の協力がほとんど得られない状況下における調査では、法令が要求する真実性、明瞭性を満たすものとは到底考えられないとの報告がありました。一方で本報告では当事者の非協力的な環境の中で確認し得る事実関係の範囲においても、一

応の収入と支出の事実は認められるとしております。したがって、外調の調査においてその取引の性質が確定されていないことにより、支出は仮払金（取引未決算勘定の借方処理）、収入は預り金（取引未決算勘定の貸方処理）という支出及び収入が同一の外部関係者の関与によってもたらされた可能性が高い点に着目し、これらの収入及び支出は別個の取引ではなく相互に関連したものであり一体として捉えるのが相当であると認識しました。よって、借方残高と貸方残高とを別個に表示するのではなく残高の相殺を行い、取引未決算勘定として純額で会計上表示するのが適当であると判断し、平成22年6月期第2四半期決算短信及び四半期報告書（第19期第2四半期）・平成22年6月期第3四半期決算短信及び四半期報告書（第19期第3四半期）を修正させていただきました。

②今回の社内調査を実施するに至る経緯

上記記載の平成22年10月8日受領の外調による調査報告では対象事業に直接関与した対象子会社取締役及び取引関係者の協力がほとんど得られない状況がありました。その調査報告書では対象子会社の取引実態などを含んだ全容解明には至らず、かつ会計処理においても、上記取引未決算勘定を適切に処理する方法論が導かれておりません。この取引未決算勘定を早期にかつ適切に最終処理するために、当社経営管理部（以下「担当部署」という。）を中心に、対象子会社の対象事業の全容解明に向けて、外調の報告書を受領後も、引き続き調査を行ってまいりました。この調査には当初から、当社顧問弁護士にもご協力いただいております。しかし、対象子会社の対象事業に関与した元取締役からのヒアリング中心の調査が非協力的な環境下にあり、結果として大きな進展は認められませんでした。そこで担当部署においては、関係者からのヒアリングを基調としながらもこれに固執する視点を変えて、過去の経緯や当社及び対象子会社の議事録その他当社社内で保管されている帳票類その他の書面、担当部署において従前から入手していた情報等を改めて把握・検証し、その情報などを担当部署内において再評価することによって、対象事業の実態及び会計処理の結論を導き出すことと致しました。

(2) 調査・評価範囲

調査は、対象事業に関して、新規事業として開始した経緯、事業内容の推移、取引先等との取引開始についての社内手続きの状況、対象事業に関する本質的な問題点、問題発生の原因を対象とし、その調査結果に基づいて、事業の実態を把握し、取引未決算勘定の会計を適切に処理することを対象しております。

(3) 調査チーム

担当部署の管理者を刷新し同部署を中心に、専門家にご協力いただき、対象事業の実態の再調査と情報・資料・証拠等の再評価を行いました。

第2 対象事業の実態及び評価

(1) 対象事業の形式的内容

対象子会社は、広告依頼主から委託を受け、広告依頼主の指示に従った内容の広告を広告依頼主の意向に添うホームページ上にインターネットバナー広告として掲載とともに、対象子会社が管理・運営するホームページ上に会員登録された者に対して、メール広告を配信する形式上の事業モデルをモバイルカイト事業と称して行っておりました。

対象子会社は、広告依頼主の意向に添った広告を掲載等するため、インターネットバナー広告の掲載先ホームページの運営業者に広告の掲載を依頼するとともに、メール広告の配信のために会員登録用のモバイルサイトシステムを開発し、会員登録した者に対してメールを配信する仕組みを考案しております。なお、対象事業のソフトウェア開発及び保守管理は外部業者に委託しております。また、対象子会社は、広告依頼主の紹介を受けるために、仲介業者と業務委託契約を締結しております。

対象子会社は、これらの広告依頼主、インターネットバナー広告の掲載先、モバイルサイト運営の外部委託先、紹介業者について、いずれも仲介者であるa氏より紹介を受けております。

対象事業に関しては、対象子会社以外の広告依頼主、インターネットバナー広告の掲載先、外部委託先、仲介業者のいずれもが、a氏からの紹介であり、a氏が依頼を受けた実質的な広告依頼主がおり、当該広告依頼主のためのインターネットバナー広告の掲載、メール広告の配信を実現するために、対象子会社がa氏からの委託を受けて、モバイルサイトの運営とメール広告の配信を形式上行うという役務を提供していたにとどまるのが実態です。こうした仕組みは、対象子会社の元取締役bとa氏とで協議したうえで、契約上は、対象子会社が対象事業の主催者である外観の契約形態をとっておりました。

(2) 対象事業を開始する経緯

平成21年9月頃、bに対して、a氏よりモバイルサイトを利用したメール広告の配信について、モバイルサイトの開発運営とメール広告を配信する（会員獲得を含みます。）業務の依頼がありました。

そこで、対象子会社内で検討し、当時の代表取締役c及び元取締役dにおいて、対象事業に利用するためのソフトウェア開発に関する役務提供と対象事業の主たる役務提供であるメール広告の配信をすることが可能であると判断した対象子会社は、a氏からの依頼を受諾し、対象事業を開始することを決定しました。また、対象事業のために開発したソフトウェアについては他の業者に対しても対象事業を提供することを目論み、相応の開発資金を支出いたしました。

ただし、対象子会社から当社に対しては、当時の対象子会社の担当取締役であったeより取締役会ないしは取締役同士の談話の場で報告がなされており、当社としても、対

象事業を開始することについて事実上承認はしておりましたが、子会社の新規事業の企画・立案について、当社関係会社管理規定及び子会社管理決裁権限基準において要求されている対象子会社社長からの申請に基づく、当社経営企画部長の稟議書の起案、経営管理部長の回議、経営企画担当取締役の決裁、代表取締役への報告という手続きは履践されておりません。

(3) 対象事業の当事者とその取引関係

対象事業の当事者はそれぞれ以下の機能分担を担う会社であり、その事業は当該会社間の取引によって構成されておりました。

① メール内容編集及びシステム保守等

A社と平成21年10月1日付で以下の業務委託契約を締結しております。

- ・モバイルサイトの開発
- ・サイト運営
- ・データベースの運用管理業務
- ・その他これらに付随する業務

平成21年9月から10月にかけて、メール広告の配信のための会員登録、メール送信等に必要なシステムの要件定義書を作成し、システムの基本設計を行ったうえで、ソフトウェアの開発を委託し、本件対象事業に必要なソフトウェアを完成するとともに、サイト運営については委託しております。

② 携帯サイト運営、バナー等の設置及び広告依頼主の仲介

B社と広告掲載基本契約を締結し、平成21年10月よりインターネットバナー広告の掲載を開始しました。その際、対象子会社は、下記の広告依頼主の紹介に対して紹介料を支払うべく、紹介先としてC社と業務委託契約を締結しております。

③ 広告の掲載

D社の運営するインターネットサイトにバナー広告を掲載。

④ コミュニティを運営する各広告依頼主

E社、F社、G社、H社、I社、J社、K社（以下総称して「広告依頼主」という。）が要望する内容の広告を依頼。

(4) 対象事業の実態

対象事業は、b及びdの依頼に応じて、対象子会社に収益が計上されることを前提に、他の取引関係者にも一定のメリットがある取引形態として、a氏が中心となって考案した取引形態であると考えられます。対象子会社はA社にメール広告の配信のためのシステムの開発を依頼し、メール配信のためのソフトウェアが使用された形跡があります。そのことは担当部署スタッフや当時の内部監査室、会計監査人ら複数人によって対象事業のサイトに登録するとメールの配信を受けられたことからもソフトウェアの存在とメール配

信機能を有していたことは否定できません。つまり対象子会社がメール配信の業務を行うことを予定し、メール配信のためのサーバーも確保し、一定のメール配信が行われていた様子はうかがわれます。同時に存在しているソフトウェアを活用して、新規の広告配信先の開拓に努めており、対象子会社が L 社の店舗に QR コードを設置し、当該 QR コードを利用しての会員獲得を企図していたようあります。しかし、メールの内容、配信回数、一回の配信における配信数量を確認できる資料が残存しておらず、具体的なメール配信実績を確認できません。利用されていたメール配信用のサーバーにも配信ログの確認ができない状況にあります。

また、ソフトウェアの開発に目を向けてみると、対象子会社が開発を依頼したソフトウェアの権利義務関係は、締結した業務委託契約書第 6 条第 3 項及び第 4 項において以下のように謳われております。

3. 成果物（未完成のものも含む）にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）、産業財産権等その他一切の権利は乙に帰属し、甲はこれらのものに関する著作者人格権を乙および乙の指定する者に対して行使しないものとする。

4. 甲は、委託業務の遂行に関連して甲が有するアイディア、コンセプト、ノウハウ、または、技法についてのいかなる知的財産権、または実施権も取得しないものとする。

ここにおいて甲は A 社であり、乙は対象子会社であります。すなわち、ソフトウェアの開発による成果物は対象子会社に帰属する契約となっております。しかしながら、当該ソフトウェアの引渡に関して次の事実が確認されております。要件定義書によれば成果物の設置場所の指定は、対象子会社の本社となっております。しかし、同社のサーバーについては、インストールされることなく対象子会社においては、メール広告配信結果を閲覧する機能のみの端末が設けられただけで実際にメール広告配信等の対象事業の中核となる操作、動作が対象子会社内で確保されていたという証跡はありません。また、成果物として物理的に可視化可能な磁気記録媒体として CD-ROM や HDD 等の收受は確認されておりません。これらにより開発されたソフトウェアが納品されたか否かの物理的な形跡は当時の子会社管理を行う部署において確認されておりません。引き渡された証跡として文書が一部取り交わされるも遂行された開発フェーズ全てについて行われておりません。これらの点から、当該ソフトウェアに関して、対象子会社の資産といえるか疑義が生じます。

(5) 対象事業に対する評価

対象子会社は、メール広告の配信が可能であり、その機能も有しております、メール広告が配信されたことがあることが確認されています。また、対象子会社の関与による広告依頼主及び業務委託先等の将来における利益獲得の可能性が一切なかったとまでは断言できません。しかし、取引開始時点では、かかる効果が実現されたかは必ずしも明確ではなく、かつ、実際にはそのような効果は生じるには至りませんでした。かつ、対象子会社が関与する際に、業務委託先等が広告掲載先となることを前提に広告依頼主が募られており、

対象子会社による対象事業の広告配信がなかったとしても事業として成立した状況がうかがえます。

しかし対象子会社が、メール広告を配信することのみによって、その手数料収入を得ていたと認定することは極めて困難であります。つまり、対象子会社によるメール広告の配信が、それのみで対価を收受できる程度のものではなかったとしても、業務委託先等にとっては、信用補完等を目的とした対象子会社を仲介者とする仲介取引を行うことにメリットがあり、対象事業において対象子会社に収益を分配する経済合理性があったものと考えられます。したがって、対象事業において、対象子会社は、信用補完等の機能を果たす仲介者として仲介業務を行っていたと判断することが合理的であり、主としてかかる信用補完等を目的とする仲介業務に対する手数料を收受していたものと評価できます。

資産計上していたソフトウェアについては、対象事業のメール配信のためのものとされていたが、業務委託先等の広告掲載には利用されて形跡は見当たらず、対象子会社が主にメール配信によって収益を得ていたとは認定できないため、当該ソフトウェアについても収益獲得に貢献するものであると評価することはできませんでした。さらにソフトウェア自身が対象事業においてその所有権等の権利義務関係が不明確であります。a 氏を通じて紹介された A 社にソフトウェア開発を委託するときに、形式的に複数他社から見積りを取り寄せ、ソフトウェア開発費の金額の妥当性を装っていたことを検証すると、当社としては、実際はソフトウェア開発費が業務委託費名目の支出であったと評価せざるを得ません。

第3 会計処理の評価及び結論

(1) 対象事業の当初の会計処理

対象事業に関しては、当初、広告依頼主から受領する業務委託報酬を売上として認識する一方で、モバイルサイト運営会社への委託料、インターネットバナー広告の掲載先へ支払う報酬、仲介先への仲介料を原価及び費用として計上するとともに、ソフトウェアの開発費用に関しては資産計上した上で、償却により費用計上していました。

しかし対象事業の実態は、対象子会社が a 氏の依頼に応じて信用補完を目的とする仲介業務を行っていたのが実態であり、実質的には、收受すべき金額と支払うべき金額の正味差額を手数料として收受していると評価できるものといえます。

(2) 取引未決算勘定処理を行った結論

当事者の非協力的な環境の中で確認し得る外調による調査結果、事実関係の範囲においても、一応の収入と支出の事実は認められます。しかし、その取引の性質が不明であるということにより、対象事業のもたらした収入と支出の事実について、支出は仮払金（取引未決算勘定の借方処理）、収入は預り金（取引未決算勘定の貸方処理）という支出及び収入が同一の外部関係者の関与によってもたらされたものであるという可能性が高いの

でこれらの収入及び支出は別個の取引ではなく相互に関連したものであり一体として捉えるのが相当であると認識しました。よって、借方残高と貸方残高とを別個に表示するのではなく残高の相殺を行い純額（取引未決算勘定）で表示するのが適当であると判断いたしました。ただし、取引未決算勘定を長期間放置することをやむなしとするものではなく、外調からは取引未決算勘定を早期に最終処理することを強く要請されております。

(3) 取引未決算勘定処理に関する当社の見解と結論

外調の調査報告書を受け、継続して社内調査を実施した結果、当初の会計処理の認識は、対象子会社は、対象事業を行うための中核的な存在で、開発したソフトウェアを活用し、新規会員などのメール広告の配信先を確保し、そのメール配信先の対価として収益を得る事業モデルとの認識から、対象事業の会計処理を総額処理方式が妥当であると判断しておりましたが、前会計監査人の退任時の意見を契機に外調による調査報告書を勘案し、今回の社内調査を実施した結果、対象子会社は信用補完等の機能を果たす仲介者として仲介業務を行っていたと判断することが合理的であり、主としてかかる信用補完等を目的とする仲介業務に対する手数料を收受していたものと判断し、対象事業における収入と支出の差額を收受した期の手数料として売上計上することが適切であると考えます。ソフトウェア開発費は実質、業務委託費名目の支出であったと判断し、業務委託費名目の支出としてソフトウェア資産として計上することが認められず、上記の売上計上から控除することが妥当であると考えられます。

以上より、当社社内調査結果としては、当社が広告依頼主から得た収入からソフトウェアの開発費用、サイト運営費と称する外部委託費、バナー広告の掲載料及び紹介料等の支出を控除した差額を收受した期の手数料として売上計上することが適切であると判断し、会計処理を行うこととします。

第4 本件事態を回避できなった理由及び管理体制上の問題

対象子会社における対象事業の実態を当社として十分に把握しないまま、かかる取引が実施された社内手続きの状況について、問題の所在があると当社の認識していることをご報告します。

(1) 対象子会社における意思決定及び当社の子会社管理の状況

まず、対象事業開始時における社内手続において、対象子会社では取締役間で議論した上で決定したことですが、取締役会において正式な決議はなされておらず、本件対象事業の企画・立案についての資料の作成、本事業の事業計画の策定等はなされておりませんでした。

また、当社においては、当時の子会社担当取締役より取締役会ないしは取締役同士の談話の場で契約形態を前提とした口頭での報告がなされており、その際に、否定的な意

見も無かったことから、当社としても、対象事業を開始することについて事実上承認していたとも言えますが、子会社の新規事業の企画・立案について、当社関係会社管理規定及び子会社管理決裁権限基準において要求されている対象子会社社長からの申請に基づく、当社経営企画部長の稟議書の起案、経営管理部長の回議、経営企画担当取締役の決裁、代表取締役への報告という手続き（以下、「社内手続き」という。）は履践されておりませんでした。

その後の、対象事業に関する各契約の締結に関する社内手続において、対象子会社にとっては、その金額に鑑みれば重要な契約の締結となりますが、対象子会社の取締役間で協議はなされているものの、意思決定のための与信調査、取引調査としては、法人格の存在のみしか確認しておらず、また、帝国データバンクに該当データが存在しなかつたため実際の活動状況、財務情報についても把握できていなかったことなど、対象事業開始時の取引先との契約締結に関する十分な社内手続はなされておりませんでした。

また、当社においても、対象子会社における対象事業に関する各契約の締結について、当時の子会社担当取締役より取締役会ないしは取締役同士の談話の場で口頭での報告がなされており、その際に、否定的な意見も無かったことから、当社としても、対象事業に関する各契約の締結に関しても事実上承認していたとも言えますが、子会社の重要な契約について、当社関係会社管理規定及び子会社管理決裁権限基準において要求されている社内手続きは履践されておりませんでした。

さらに、対象子会社で取締役会決議がなされた新規広告依頼主との取引開始、従来の広告依頼主との取引の追認に関しても、当社においては、対象子会社の重要な契約として、当社関係会社管理規定及び子会社管理決裁権限基準において要求されている社内手続きも履践されておりませんでした。

(2) 事後において取引の実態を解明できない状況

上記のとおり、対象事業に関しては、対象子会社において適切な意思決定過程を経ていないことはもちろんのこと、当社においても報告を受けた事実のみで適切な社内手続きがなされておりません。その結果、当社として、本件事業の実態を十分に把握できており、かつ、取引の実態を把握する資料となる書類が十分に整備されていないため、一時会計監査人及び外部調査員会においても、取引の実態を把握できず、ひいては取引の実在性についても疑義を生じさせたこととなりました。

(3) 子会社管理体制の問題

当社は、純粹持株会社として、関連会社管理規定を含む社内規定は一応整備しているものの、当社グループの実態の変動に応じた社内規定及び社内規定を遵守するための組織の見直しがなされておらず、規定及び組織と事業実態との乖離により、規定に従った意思決定過程が迅速な意思決定を妨げることもあり、迅速な決定を重視するあまり、対象

事業のように社内手続きを履践しないことが発生しております。

また、当社は、意思決定のために当社の社内規定に従った手続き 자체は履行した場合であっても、意思決定を行ううえでの判断の基礎となる資料の作成や、十分な情報の提供がなされていない場合も多く見られ、正確な情報の集約、意思決定に向けた審議・検討が不十分となっております。

当社グループにおいては、子会社が成長するために、その経営の自主性を尊重してきました。一方で、その基本方針のもとで、先述のように、社内規定の不履行や社内規定自体の不備が放置され、子会社管理が十分に機能していなかったという側面もあり、対象子会社への指導等が十分になされておりませんでした。

(4) コンプライアンスに対する意識の問題

上記のとおり、制度上も運用上も問題が生じている根底にある問題は、当社の意思決定過程における手続きを遵守する社内全体のコンプライアンス意識の低さにあるといえます。

したがって、コンプライアンスに関する意識の改善こそが当社の最大の課題であるといえます。

第5 今後の再発防止策及び法令順守体制の整備実施の状況

当社においては、社内規定に従った意思決定手続が履行されていないことは認識しておりましたが、それほどの問題意識を有せず、組織体制の見直し等を行おうともせず、その結果、今回の一連の事態を招きました。

本件を契機に内部統制上の問題を検討し、当社グループにおける内部統制上の問題点及びその改善の必要性を認識するにいたっており、次のような再発防止策を講じ、今後このような事態を起こさないために法令順守体制を整備して参ります。

(1) 子会社管理体制の再構築

① 子会社管理方針の転換

これを契機に、子会社の管理を徹底することが、収益性の確保とコンプライアンスの重視を両立させるものと判断し、これまでの方針を転換し、平成23年8月より子会社を厳格に管理する方針を採用します。

② 子会社管理規定、子会社社内規定の整備

現在、実効上、問題の原因となった対象子会社は、連結グループから切り離しましたが、今後の再発防止の観点から、平成23年12月末日までに、現状の事業内容及び将来の事業計画の内容に即した新組織制度の立案と必要な社内規定の改訂を行うとともに、子会社においても、その規模、実状に応じた社内規定を整備し、それを遵守する体制を整備し

ていくことを予定しております。

なお、社内規定の整備、改定に際しては、今回の事象を招いた手続き上の問題点を踏まえ、以下の内容を盛り込むことを想定しております。

子会社については、

- ・新規事業の企画・立案についての資料作成、事業計画の策定等の義務化
- ・意思決定のための与信調査、取引調査についてその内容、手順の明確化及びエビデンス保存の義務付け

- ・新規事業の開始、事業に関する各契約締結の際の当社への報告、承認手続の明確化
- ・社内ルールが遵守されるようなチェック体制の構築

当社については、

- ・子会社から報告を受けた際の稟議手続
- ・子会社に関する決定事項の承認決裁プロセスの見直し
- ・子会社に関する重要取引先との承認プロセスと定期的な接触

その上で、平成 24 年 3 月まで、実際の運用を行い、その運用状況に応じた更なる改訂が必要な事項については見直しを行い、同年 7 月からの当社新事業年度開始時までに新たな組織制度の確立を目指します。

子会社管理体制の整備を行ったうえで、その運用を徹底してまいりますが、平成 23 年 12 月末までの間は、当社管理部門従業員を子会社の役員に配置することで、当社管理部門からの牽制を強化し、当社の社内規定を準用しての意思決定、当社への報告、申請等がなされるよう指導を徹底していきます。

特に、子会社の事業において新規取引先との取引を開始するにあたっては、与信管理、取引先調査を必須とし、当社管理部門において実施状況を監視することで、不明瞭な取引が発生しないようにします。

(2) 内部監査の充実

現在、内部監査室を組織として設定しておりますが、人員や組織の問題で十分に機能していないのが現状となっています。これを契機に、独立的評価による監視活動として機能し、内部統制が有効かつ効率的であるかどうかについてこれを継続的に監視するために、内部統制の整備状況を評価し、運用状況を検証して、内部統制の改善に関して助言し、勧告すること等を業務とする内部監査室を充実させ、実効性あるものにしていきます。

具体的には、以下の事項を内部監査室強化の対象としていきます。

- ・企業経営全体のモニタリング機能としての位置づけ
- ・リスクベースの監査の拡大
- ・グループ会社への監査範囲の拡大
- ・日本版 SOX 法対応における内部監査機能の強化

また、より実効性ある組織体にしていくために、平成 23 年 10 月まで当社で専任となる

内部監査室人員を雇用し、代表取締役の直属組織となる内部監査室を独立的な評価組織として、当社のみならず、子会社の業務・管理を明確に内部監査対象としていきます。

さらに、外部監査といわれている監査法人による会計監査と監査役監査と必要な打合せを隨時実施していく、双方が牽制機能を十分に発揮できる体制を構築していく所存であります。

(3) コンプライアンスに関する意識の強化

今回の問題の根本的な原因が当社グループ全体におけるコンプライアンス重視、特に手続き重視の意識の低さにあったことは否定できません。

そこで、まず、代表取締役をはじめとして取締役一同がコンプライアンス重視、手続き重視の重要性についての認識を改めるとともに、当社グループの役職員への教育の機会を平成23年10月より定期的に設けるなどの周知徹底の方策を検討し実施を図って参ります。

そして、当社は、法令等に従った適切な開示を行うことで、上場企業の責任として、経営の健全性、透明性を確保し、投資家及び利害関係者に対しての説明責任を果たしていく、本件により失った市場からの信頼を回復していく所存でございます。

以上